

**第24表 産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、  
変形労働時間制の種類別企業割合(全国)**

(単位:%)

年・産業・企業規模	全企業	変形労働時間制を採用している企業	変形労働時間制の種類(複数回答)			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成 28 年	100.0	60.5	34.7	23.9	4.6	39.5
29	100.0	57.5	33.8	20.9	5.4	42.5
30	100.0	60.2	35.3	22.3	5.6	39.8
31	100.0	62.6	35.6	25.4	5.0	37.4
令和 2 年	100.0	59.6	33.9	23.9	6.1	40.4
< 令和2年企業規模別 >						
1,000 人以上	100.0	77.9	22.6	50.6	28.7	22.1
300 ~ 999 人	100.0	72.5	28.4	41.2	13.8	27.5
100 ~ 299 人	100.0	64.4	33.1	30.1	9.0	35.6
30 ~ 99 人	100.0	56.2	35.1	19.3	3.7	43.8
< 令和2年産業別 >						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	72.8	57.3	13.6	10.6	27.2
建設業	100.0	59.7	55.5	7.1	1.1	40.3
製造業	100.0	61.6	48.7	10.2	7.3	38.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.7	24.1	50.6	14.2	30.3
情報通信業	100.0	44.8	6.9	12.6	30.0	55.2
運輸業、郵便業	100.0	76.3	57.8	20.6	4.1	23.7
卸売業、小売業	100.0	52.9	30.3	22.5	4.0	47.1
金融業、保険業	100.0	31.9	3.4	18.4	14.4	68.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	51.0	25.7	19.1	10.3	49.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.7	16.5	11.5	18.0	56.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	62.1	21.8	40.8	2.0	37.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.7	22.9	24.9	2.1	53.3
教育、学習支援業	100.0	65.5	49.5	17.9	1.3	34.5
医療、福祉	100.0	67.9	16.5	51.5	3.2	32.1
複合サービス事業	100.0	60.2	36.2	26.5	16.5	39.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	56.1	31.8	19.8	10.4	43.9

注) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

**第25表 産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、  
変形労働時間制の種類別適用労働者割合(全国)**

(単位:%)

年・産業・企業規模	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成 28 年	100.0	52.3	21.5	23.0	7.8	47.7
29	100.0	50.7	20.9	21.9	7.9	49.3
30	100.0	51.8	20.9	23.0	7.8	48.2
31	100.0	53.7	21.4	23.9	8.2	46.3
令和 2 年	100.0	51.5	19.1	23.0	9.3	48.5
< 令和2年企業規模別 >						
1,000 人以上	100.0	49.1	7.3	25.0	16.7	50.9
300 ~ 999 人	100.0	54.7	17.9	28.8	8.0	45.3
100 ~ 299 人	100.0	52.7	26.2	22.0	4.4	47.3
30 ~ 99 人	100.0	51.5	34.1	15.0	2.4	48.5
< 令和2年産業別 >						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.3	32.8	8.6	24.9	33.7
建設業	100.0	39.2	31.8	4.7	2.7	60.8
製造業	100.0	50.7	23.5	10.6	16.5	49.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.4	4.5	25.9	28.0	41.6
情報通信業	100.0	37.4	2.7	5.4	29.3	62.6
運輸業、郵便業	100.0	70.7	34.3	33.7	2.8	29.3
卸売業、小売業	100.0	55.5	24.3	24.8	6.1	44.5
金融業、保険業	100.0	20.8	0.6	11.5	8.7	79.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	44.4	23.2	11.8	9.4	55.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	40.1	7.9	9.9	22.3	59.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.7	16.8	42.2	1.4	39.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	51.8	19.0	29.0	3.8	48.2
教育、学習支援業	100.0	49.2	22.7	26.2	0.3	50.8
医療、福祉	100.0	59.4	7.8	50.8	0.8	40.6
複合サービス事業	100.0	38.7	5.4	31.5	1.7	61.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	48.5	17.9	22.3	8.3	51.5

注) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(第30、31表共通)資料出所:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査報告」

第26表 産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、  
みなし労働時間制の種類別企業割合(全国)

(単位:%)

年・産業・企業規模	全 企 業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類(複数回答)				みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制		
平成 28 年	100.0	11.7	10.0	2.1	0.9	88.3	
29	100.0	14.0	12.0	2.5	1.0	86.0	
30	100.0	15.9	14.3	1.8	0.8	84.1	
31	100.0	14.2	12.4	2.3	0.6	85.8	
令和 2 年	100.0	13.0	11.4	1.8	0.8	87.0	
< 令和2年企業規模別 >							
1,000 人以上	100.0	26.1	17.1	10.6	4.8	73.9	
300 ~ 999 人	100.0	16.9	14.1	3.6	1.6	83.1	
100 ~ 299 人	100.0	17.3	15.8	2.0	1.2	82.7	
30 ~ 99 人	100.0	10.8	9.6	1.3	0.5	89.2	
< 令和2年産業別 >							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	5.9	4.9	-	1.0	94.1	
建設業	100.0	11.6	11.6	0.1	1.1	88.4	
製造業	100.0	16.5	15.2	2.2	0.7	83.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.3	10.0	0.7	1.3	88.7	
情報通信業	100.0	30.5	15.5	18.5	1.6	69.5	
運輸業、郵便業	100.0	7.2	6.8	-	0.4	92.8	
卸売業、小売業	100.0	15.8	15.3	0.9	0.9	84.2	
金融業、保険業	100.0	16.8	14.4	1.8	3.2	83.2	
不動産業、物品賃貸業	100.0	20.0	20.0	0.8	0.4	80.0	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	29.6	21.2	10.2	2.5	70.4	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	9.2	8.1	-	1.3	90.8	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.8	5.9	-	1.9	92.2	
教育、学習支援業	100.0	10.0	5.4	5.0	0.0	90.0	
医療、福祉	100.0	4.5	3.9	0.6	-	95.5	
複合サービス事業	100.0	13.9	12.9	1.1	0.2	86.1	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.5	13.1	0.3	1.7	86.5	

資料出所:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査報告」

第27表 産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、  
みなし労働時間制の種類別適用労働者割合(全国)

(単位:%)

年・産業・企業規模	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類				みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制		
平成 28 年	100.0	8.1	6.4	1.4	0.3	91.9	
29	100.0	8.5	6.7	1.4	0.4	91.5	
30	100.0	9.5	7.9	1.3	0.3	90.5	
31	100.0	9.1	7.4	1.3	0.4	90.9	
令和 2 年	100.0	8.9	7.6	1.0	0.2	91.1	
< 令和2年企業規模別 >							
1,000 人以上	100.0	11.4	9.2	1.8	0.3	88.6	
300 ~ 999 人	100.0	7.9	7.0	0.8	0.1	92.1	
100 ~ 299 人	100.0	8.6	7.6	0.7	0.3	91.4	
30 ~ 99 人	100.0	5.8	5.3	0.3	0.3	94.2	
< 令和2年産業別 >							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	2.7	2.6	-	0.1	97.3	
建設業	100.0	6.6	6.6	0.0	0.0	93.4	
製造業	100.0	6.7	6.0	0.5	0.2	93.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.1	5.0	0.0	0.1	94.9	
情報通信業	100.0	13.0	4.3	8.4	0.3	87.0	
運輸業、郵便業	100.0	10.1	9.7	-	0.3	89.9	
卸売業、小売業	100.0	10.7	10.5	0.0	0.2	89.3	
金融業、保険業	100.0	16.2	15.1	0.0	1.1	83.8	
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.9	9.8	0.1	0.0	90.1	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	20.2	13.7	5.9	0.5	79.8	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.2	5.5	-	0.6	93.8	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.5	6.0	-	1.5	92.5	
教育、学習支援業	100.0	17.4	8.5	9.0	0.0	82.6	
医療、福祉	100.0	5.8	5.8	0.1	-	94.2	
複合サービス事業	100.0	4.8	4.8	-	-	95.2	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	6.5	6.5	0.0	0.1	93.5	

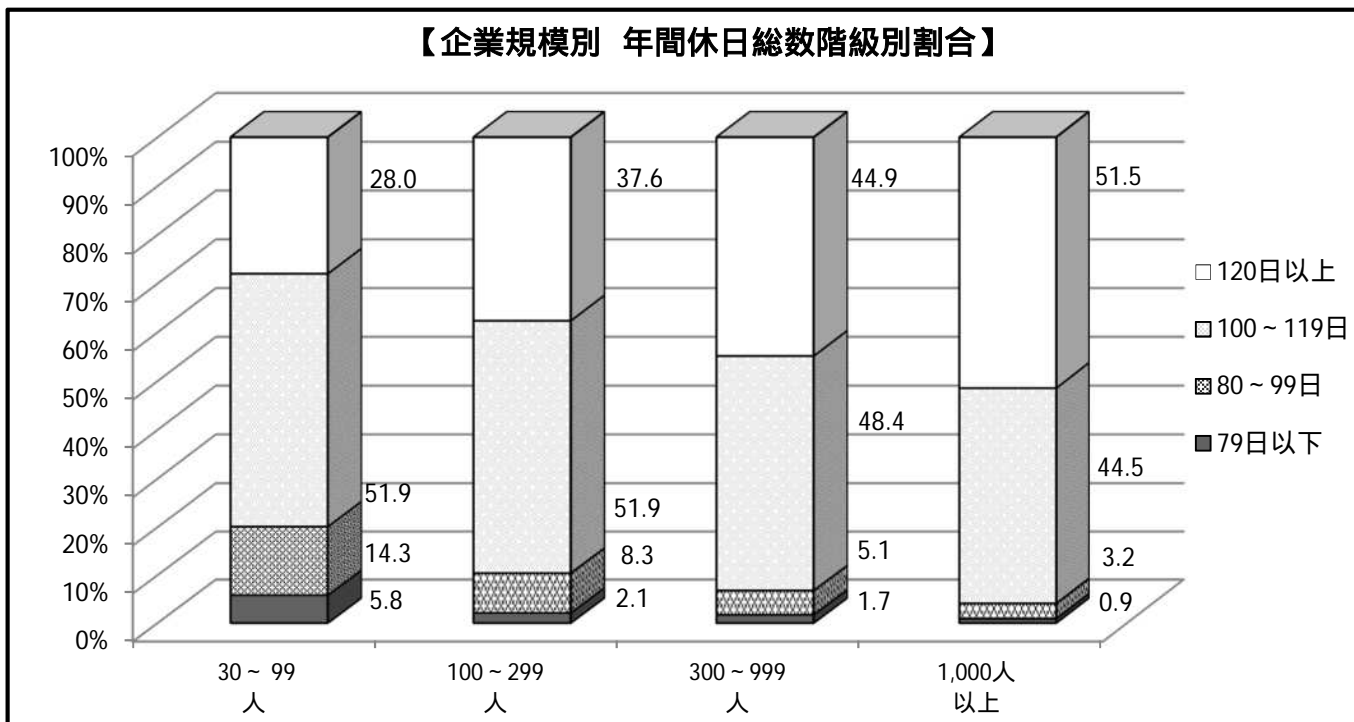
資料出所:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査報告」

第28表 年間休日総数階級別企業数割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数(全国)

(単位:%)

年・企業規模	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数(日)	労働者1人平均年間休日総数(日)
		69日以下	70~79日	80日~89日	90日~99日	100~109日	110~119日	120~129日	130日以上		
平成30年	100.0	1.4	3.6	6.3	9.1	34.0	20.5	23.8	1.2	107.9	113.7
31年	100.0	1.3	3.6	5.7	8.6	32.8	18.7	27.5	1.8	108.9	114.7
令和2年	100.0	1.6	3.1	4.7	7.4	32.7	18.7	28.9	2.9	109.9	116.0
<令和2年企業規模別>											
1,000人以上	100.0	0.2	0.7	0.7	2.5	22.5	22.0	48.8	2.7	116.6	120.1
300~999人	100.0	0.3	1.4	1.9	3.2	27.4	21.0	41.6	3.3	114.9	117.2
100~299人	100.0	0.3	1.8	3.8	4.5	29.3	22.6	34.5	3.1	113.0	114.4
30~99人	100.0	2.1	3.7	5.4	8.9	34.7	17.2	25.2	2.8	108.3	109.6
<令和2年産業別>											
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	1.0	8.7	5.8	56.3	7.8	20.3	-	106.7	112.9
建設業	100.0	1.2	4.3	8.6	12.0	34.0	10.5	26.0	3.3	107.6	115.6
製造業	100.0	0.3	0.2	2.8	4.0	28.1	35.4	26.0	3.2	113.3	119.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.2	1.2	1.2	1.2	4.7	19.9	66.0	4.7	120.1	123.8
情報通信業	100.0	-	0.2	-	0.4	4.9	5.6	85.2	3.8	123.2	123.9
運輸業、郵便業	100.0	4.5	10.1	13.0	7.0	42.3	8.1	14.8	0.1	100.4	107.4
卸売業、小売業	100.0	4.0	3.1	5.1	7.8	36.2	20.6	20.7	2.5	107.0	113.3
金融業、保険業	100.0	-	-	0.4	-	1.0	6.9	90.0	1.6	123.3	123.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	1.4	0.4	5.5	32.7	21.6	36.7	1.7	114.2	118.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.2	0.3	-	1.1	8.3	19.5	58.2	12.4	121.8	123.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.2	9.4	10.6	15.6	46.2	4.8	8.3	-	98.0	103.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.0	4.9	6.7	20.8	30.9	14.8	18.8	2.0	105.6	105.1
教育、学習支援業	100.0	-	1.7	4.9	7.9	21.4	16.2	36.4	11.5	115.2	116.3
医療、福祉	100.0	-	1.5	1.8	4.6	39.1	17.0	34.1	1.9	112.4	114.4
複合サービス事業	100.0	1.4	0.8	2.7	10.0	14.6	12.0	57.1	1.3	115.2	121.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.0	4.5	3.4	11.0	33.4	10.7	33.3	3.6	110.4	114.1

【企業規模別 年間休日総数階級別割合】



注) 1 「1企業平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2 「労働者1人平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

資料出所:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査報告」

第29表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合(全国)

(単位:%)

年・企業規模・産業	全企業	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制より休日 日数が実質的に少 ない制度		完全週休2日制 より休日数 が多い制度
				完 週休2日制	全 週休2日制	
平成 30 年	100.0	8.9	84.1	37.4	46.7	6.9
31	100.0	10.2	82.1	37.8	44.3	7.7
令和 2 年	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3
< 令和2年企業規模別 >						
1,000 人 以上	100.0	2.8	88.4	22.6	65.8	8.8
300 ~ 999 人	100.0	2.8	86.6	31.5	55.2	10.6
100 ~ 299 人	100.0	6.7	84.1	33.4	50.7	9.2
30 ~ 99 人	100.0	10.8	81.4	39.9	41.4	7.8
< 令和2年産業別 >						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	6.8	90.3	63.1	27.1	2.9
建設業	100.0	12.2	82.3	51.9	30.4	5.5
製造業	100.0	4.8	86.0	41.8	44.2	9.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.5	88.6	24.1	64.5	7.9
情報通信業	100.0	1.4	96.7	5.3	91.4	1.9
運輸業、郵便業	100.0	20.1	74.7	50.9	23.9	5.2
卸売業、小売業	100.0	11.8	80.3	40.0	40.4	7.9
金融業、保険業	100.0	0.4	96.7	3.9	92.8	2.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.6	94.5	37.8	56.7	4.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	95.6	13.3	82.3	4.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	22.6	72.4	49.2	23.1	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.6	79.4	41.7	37.7	6.9
教育、学習支援業	100.0	8.5	83.5	37.1	46.4	8.0
医療、福祉	100.0	5.0	81.4	27.5	53.9	13.6
複合サービス事業	100.0	7.6	89.5	32.3	57.2	2.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.1	81.8	32.4	49.4	10.2

注) 1 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

2 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第30表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合(全国)

(単位:%)

年・企業規模・産業	労働者計	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制より休日 日数が実質的に少 ない制度		完全週休2日制 より休日数 が多い制度
				完 週休2日制	全 週休2日制	
平成 30 年	100.0	4.4	86.5	27.1	59.4	9.0
31	100.0	4.5	85.3	28.3	57.0	10.2
令和 2 年	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8
< 令和2年企業規模別 >						
1,000 人 以上	100.0	1.5	89.0	16.0	73.0	9.5
300 ~ 999 人	100.0	2.9	85.6	28.4	57.2	11.6
100 ~ 299 人	100.0	5.9	84.3	33.7	50.6	9.8
30 ~ 99 人	100.0	9.1	82.4	41.0	41.4	8.4
< 令和2年産業別 >						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.8	93.3	41.4	51.8	1.9
建設業	100.0	6.2	90.3	34.6	55.7	3.5
製造業	100.0	2.0	89.0	25.4	63.6	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	96.5	13.3	83.2	3.2
情報通信業	100.0	0.6	96.2	4.1	92.2	3.2
運輸業、郵便業	100.0	9.9	71.9	43.8	28.1	18.2
卸売業、小売業	100.0	3.6	84.2	37.9	46.3	12.2
金融業、保険業	100.0	0.1	97.9	0.4	97.6	1.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.5	93.1	24.6	68.5	6.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	96.3	6.9	89.4	3.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	8.2	78.0	43.8	34.2	13.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	14.2	78.9	39.9	39.0	6.9
教育、学習支援業	100.0	11.8	81.3	29.0	52.3	6.8
医療、福祉	100.0	4.7	82.3	29.6	52.8	13.0
複合サービス事業	100.0	1.1	96.3	11.1	85.2	2.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.5	82.7	22.7	60.0	9.8

注) 1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

2 第35表 注) 2、3を参照。

(第34、35表共通) 資料出所: 厚生労働省「令和2年就労条件総合調査報告」

第31表 退職事由ごとの平均退職金支給額(全国)

(千円)

年	退職理由	定 年	会社都合	自己都合
平成15年		20,403	19,535	10,933
17年		21,638	29,837	9,372
19年		22,083	23,617	6,796
21年		21,753	19,397	5,522
23年		20,727	19,609	9,720
25年		19,872	17,171	6,376
27年		19,664	17,784	4,488
29年		18,131	19,017	4,185
令和元年		12,138	13,002	4,144

注) 1 「年」は、調査年を示し、「退職年支給額」は調査年の前年度1年間(決算期間)のものである。(例:令和元年は平成30年度1年間(決算期間))

2 「退職金額」は、退職一時金に、退職年金掛金(事業主負担分に限る)の現価額を加算したものである。

3 「平均退職金額」は、退職者数により加重平均したものである。

4 「その他」には、業務上又は業務外の死傷病による退職を含む。

5 退職一時金制度の採用がある企業を集計対象とした。

第32表 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額(男)(全国)  
(平成30年度1年間(決算期間))

(千円)

勤続年数	学歴	大 学 卒	短大・高専卒	高 校 卒
勤続25年		12,479	3,878	14,826
30年		20,033	8,855	10,107
35年		21,578	16,308	16,396
満勤勤続		22,895	16,936	18,589

注) 1 「退職金額」は、退職一時金に、退職年金掛金(事業主負担分に限る)の現価額を加算したものである。

2 「満勤勤続」とは、学校を卒業後直ぐに(大学卒は22歳、短大・高専卒は20歳、高校卒は18歳)入社し、定年年齢まで勤続したものをいう。

3 「平均退職金額」は、退職者数により加重平均したものである。

4 退職一時金制度の採用がある企業を集計対象とした。

第31表、第32表共通

資料出所:中央労働委員会「令和元年賃金事情等総合調査」

本調査は中央労働委員会が行う労働関係の調査の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定した380社としている。

(1)医療施設以外 資本金5億円以上 かつ労働者1,000人以上

(2)医療施設 病床数400床以上

第33表 令和2年度地域別最低賃金  
(都道府県別)改定状況

都道府県名	最低賃金額(円)	発効年月日
北海道	861 (861)	R1.10.3
青森	793 (790)	R2.10.3
岩手	793 (790)	R2.10.3
宮城	825 (824)	R2.10.1
秋田	792 (790)	R2.10.1
山形	793 (790)	R2.10.3
福島	800 (798)	R2.10.2
茨城	851 (849)	R2.10.1
栃木	854 (853)	R2.10.1
群馬	837 (835)	R2.10.3
埼玉	928 (926)	R2.10.1
千葉	925 (923)	R2.10.1
東京	1,013 (1,013)	R1.10.1
神奈川	1,012 (1,011)	R2.10.1
新潟	831 (830)	R2.10.1
富山	849 (848)	R2.10.1
石川	833 (832)	R2.10.7
福井	830 (829)	R2.10.2
山梨	838 (837)	R2.10.9
長野	849 (848)	R2.10.1
岐阜	852 (851)	R2.10.1
静岡	885 (885)	R1.10.4
愛知	927 (926)	R2.10.1
三重	874 (873)	R2.10.1
滋賀	868 (866)	R2.10.1
京都	909 (909)	R1.10.1
大阪	964 (964)	R1.10.1
兵庫	900 (899)	R2.10.1
奈良	838 (837)	R2.10.1
和歌山	831 (830)	R2.10.1
鳥取	792 (790)	R2.10.2
島根	792 (790)	R2.10.1
岡山	834 (833)	R2.10.3
広島	871 (871)	R1.10.1
山口	829 (829)	R1.10.5
徳島	796 (793)	R2.10.4
香川	820 (818)	R2.10.1
愛媛	793 (790)	R2.10.3
高知	792 (790)	R2.10.3
福岡	842 (841)	R2.10.1
佐賀	792 (790)	R2.10.2
長崎	793 (790)	R2.10.3
熊本	793 (790)	R2.10.1
大分	792 (790)	R2.10.1
宮崎	793 (790)	R2.10.3
鹿児島	793 (790)	R2.10.3
沖縄	792 (790)	R2.10.3
全国加重平均額	902 (901)	-

(注) ( )内は、令和元年度に改定された最低賃金額

第34表 静岡県における地域別最低賃金の  
改定推移

項目 年度	最低賃金額(円)		発効年月日
	日額	時間額	
昭和63年度	3,824	478	S63.10.1
平成元年度	3,980	498	H1.10.1
平成2年度	4,173	522	H2.10.1
平成3年度	4,379	548	H3.10.1
平成4年度	4,564	571	H4.10.1
平成5年度	4,709	589	H5.10.1
平成6年度	4,824	603	H6.10.1
平成7年度	4,934	617	H7.10.1
平成8年度	5,037	630	H8.10.1
平成9年度	5,147	645	H9.10.1
平成10年度	5,239	656	H10.10.1
平成11年度	5,286	662	H11.10.1
平成12年度	5,329	667	H12.10.1
平成13年度	5,365	671	H13.10.1
平成14年度	(日額廃止)	671	H14.10.1
平成15年度	-	671	-
平成16年度	-	673	H16.10.1
平成17年度	-	677	H17.10.1
平成18年度	-	682	H18.10.1
平成19年度	-	697	H19.10.26
平成20年度	-	711	H20.10.26
平成21年度	-	713	H21.10.26
平成22年度	-	725	H22.10.14
平成23年度	-	728	H23.10.14
平成24年度	-	735	H24.10.12
平成25年度	-	749	H25.10.12
平成26年度	-	765	H26.10.5
平成27年度	-	783	H27.10.3
平成28年度	-	807	H28.10.5
平成29年度	-	832	H29.10.4
平成30年度	-	858	H30.10.3
令和元年度	-	885	R1.10.4
令和2年度	-	885	-

# 第35表 静岡県 の最低賃金 (令和2年度)

使用者も労働者も  
必ず確認 最低賃金



## 【地域別最低賃金】

最低賃金件名	最低賃金額 (時間額)	適用労働者の範囲
静岡県最低賃金	885 円	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、 該当する「特定最低賃金」が適用されます。

## 【特定(産業別)最低賃金】

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額 時間額 ( )は効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	897 円
鉄鋼、非鉄金属製造業	935 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	951 円 (令和2年12月21日)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	920 円 (令和2年12月21日)
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	886 円

### ポイント 地域別(静岡県)最低賃金は、静岡県内で働くすべての労働者に適用されます

- ・パートタイム、アルバイト、派遣、臨時、試用中などの雇用形態を問わず適用されます。
- ・外国人、学生、年齢(高齢者、年少者)等を問わず適用されます。
- ・法人、個人事業、公共事業などの雇用主の事業形態を問わず適用されます。

### ポイント 特定の産業では、特定(産業別)最低賃金が定められています

- ・静岡県では上記表の5業種で、静岡県最低賃金より高い金額で定められています。
- ・パートタイム、アルバイト、派遣労働者、外国人にも適用されます。

### ポイント 特定最低賃金には適用除外があります

- ・次の(1)～(3)の労働者は特定最低賃金の適用が除外されます。(静岡県最低賃金の適用となります。)
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ・その他、詳細は裏面を参照してください。
- ・精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

厚生労働省では、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金を用意しています。

#### お問い合わせは、下記まで

- ・最低賃金制度関係：静岡労働局労働基準部賃金室(054-254-6315)、又はお近くの労働基準監督署まで
- ・賃金引上げのための助成金：静岡労働局雇用環境・均等室(054-254-6320)又は静岡働き方改革推進支援センター(0800 2005451 フリーアクセス通話)まで
- ・静岡労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>)も参照ください



**最低賃金との比較方法**

時間給制の場合 ..... 時間給 最低賃金額  
 日給制の場合 ..... 日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額  
 月給制の場合 ..... 月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額  
 出来高払制その他の請負制によって、定められた賃金の場合  
 出来高払制その他の請負制に 当該賃金計算期間に出来高払制その他の  
 によって計算された賃金の総額 ÷ 請負制によって労働した総労働時間数 最低賃金額

**<月給制の場合の換算例> 月給制の場合は特に御注意ください!**

【例】年間所定労働日数 255日、所定労働時間 毎日8時間、月給 150,000円の場合、 の計算式にあてはめると、  
 年平均1か月所定労働時間は 8時間 × 255日 ÷ 12か月 = 170時間 ですから、  
 月給 150,000円 ÷ 170時間 = 882.35...円 < 885円(静岡県最低賃金)  
 したがって、この場合は、静岡県最低賃金を下回り、**最低賃金法に違反**していることになります。

**最低賃金に算入されないもの**

最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は算入されません。

**静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧**

件名	日本標準産業分類 (平成25年10月(第13回)改定)	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
タイヤ・チューブ、 ゴムベルト・ゴム ホース・工業用ゴ ム製品製造業	[E191:タイヤ・チューブ製造業]、[E193:ゴムベルト・ ゴムホース・工業用ゴム製品製造業]	1. 表面「ポイント」(1)~(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務 検査、事務は適用除外になりません。
鉄鋼、非鉄金属 製造業	[E222:製鋼・製鋼圧延業]、[E223:製鋼を行わない 鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)]、[E224:表面処 理鋼材製造業]、[E225:鉄素形材製造業]、[E2293: 鋳鉄管製造業]、[E232:非鉄金属第2次製錬・精製 業(非鉄金属合金製造業を含む)]、[E233:非鉄金 属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)]、[E234:電 線・ケーブル製造業]、[E235:非鉄金属素形材製造 業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)]	1. 表面「ポイント」(1)~(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器 具、生産用機械 器具、業務用機 械器具、輸送用 機械器具製造業	[E25:はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機 製造業を除く)]、[E26:生産用機械器具製造業]、 [E271:事務用機械器具製造業]、[E272:サービ ス用・娯楽用機械器具製造業]、[E311:自動車・同附属 品製造業]、[E313:船舶製造・修理業、船用機関製 造業]、[E315:産業用運搬車両・同部分品・附属品製 造業]、[E319:その他の輸送用機械器具製造業 (E3191 自転車・同部分品製造業を除く)]	1. 表面「ポイント」(1)~(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う 組線、かしめ、取付け( )又は巻線の業務 ( )ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 検査、事務は適用除外になりません。
電子部品・デバイ ス・電子回路、電 気機械器具、情 報通信機械器具 製造業	[E28:電子部品・デバイス・電子回路製造業]、[E29: 電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計 製造業を除く)を除く)]、[E30:情報通信機械器具製 造業]	1. 表面「ポイント」(1)~(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う 組線、かしめ、取付け( )又は巻線の業務 ( )ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 検査、事務は適用除外になりません。
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・ 住にわたる商品を販 売する事業所)	[I 561:百貨店、総合スーパー](衣、食、住(衣、食以外) にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の 10%以上70%未満の事業所で、従業者が常時50人以上の 事業所)、[I 569:その他の各種商品小売業(従業者 が常時50人未満のもの)](衣、食、住(衣、食以外)にわ たる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満た ない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所)	1. 表面「ポイント」(1)~(3)に記載の者  (取扱商品が、衣・食・住にわたらないものは、各種商品小 売業には該当しません。)

【上記5産業 共通事項】 管理、補助的経済活動を行う事業所(上記産業に係るもの)、 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な  
経済活動が上記産業に分類されるものに限る)については、当該産業と同じ最低賃金が適用されます。

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、

総務省統計局HP([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm))から確認できます。



第36表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円	円	円	円	円
	24,605	39,388	51,172	62,957	74,742
	25,635 (24,360)	41,037 (39,000)	53,314 (50,660)	65,592 (62,330)	77,870 (74,000)
住居関係費	43,005	46,367	41,707	37,047	32,387
	67,572 (49,360)	72,856 (53,220)	65,534 (47,870)	58,211 (42,520)	50,889 (37,170)
	922	2,962	3,364	3,765	4,167
被服・履物費	1,149 (1,130)	3,692 (3,630)	4,193 (4,120)	4,693 (4,610)	5,193 (5,110)
	28,592	36,813	49,788	62,750	75,724
	45,769 (28,830)	58,929 (37,120)	79,698 (50,200)	100,447 (63,270)	121,216 (76,350)
雑費	11,485	33,261	38,747	44,241	49,735
	9,033 (6,930)	26,160 (20,070)	30,474 (23,380)	34,795 (26,690)	39,116 (30,010)
	108,609	158,791	184,778	210,760	236,755
合計	149,158 (110,610)	202,674 (153,040)	233,213 (176,230)	263,738 (199,420)	294,284 (222,640)

注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段( )内は全国の金額である。  
2 農林漁家世帯を含む勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

令和2年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	……	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和2年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日 30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省 平成26年調査)により算出した全国の標準生計費(令和2年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第37表 勤労者世帯における消費支出(静岡市、浜松市、全国)

(令和2年4月)

区分	平均世帯人員	平均有業人員	消費支出	
			金額	前年同月比
静岡市	人 3.03	人 1.85	円 321,215	% 12.1
浜松市	人 3.62	人 1.80	円 423,985	% 20.9
全国	-	-	円 303,621	% -9.9

注) 農林漁家世帯を除く結果表の原則廃止(H20.1～)に伴い、静岡市、浜松市、全国の農林漁家世帯を含む値を記載した。

第36・37表 資料出所：静岡県人事委員会「令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告」



最低賃金又は家内労働に関するお問い合わせは、  
静岡労働局労働基準部賃金室（TEL 054-254-6315）  
又は最寄りの労働基準監督署まで

浜松労働基準監督署	TEL	053-456-8148（監督関係）
磐田労働基準監督署	TEL	0538-32-2205（監督関係）
島田労働基準監督署	TEL	0547-37-3148（監督関係）
静岡労働基準監督署	TEL	054-252-8106（監督関係）
富士労働基準監督署	TEL	0545-51-2255
沼津労働基準監督署	TEL	055-933-5830
三島労働基準監督署	TEL	055-986-9100（監督関係）

静岡労働局ホームページ <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

トップ  
ページ



労働局に  
ついて



労働  
基準部



賃金室



静岡県に  
おける  
賃金事情

とお進みください